

特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施について

1 再実施に至る経緯

特定個人情報保護評価については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第27条に基づき、平成26年度に実施した後、平成27年度に見直しを行い現在まで評価結果を公表している。

特定個人情報保護評価書の見直しは毎年行い、見直しの結果「重要な変更」（特定個人情報保護評価指針の別表記載項目に係る変更）がある場合には、評価を再実施することが国の規則で定められている。

今回、個人住民税に関する事務について見直しを行った結果、「重要な変更」を含む評価書の修正が生じたため、評価を再実施することとする。

なお、個人住民税に関する事務に係る保護評価は、特定個人情報保護評価指針に基づく「しきい値判断」の結果、全項目評価を行うこととなるため、評価の再実施にあたっては区民意見募集のうえ第三者点検を行う。

2 再実施の概要

(1) 対象事務（資料：特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案））

個人住民税に関する事務

(2) 主な修正項目

ア 特定個人情報ファイルを取扱う委託の追加

- ・地方税法施行規則の改正（平成27年10月29日公布）に伴い、29年度分住民税から、給与所得からの特別徴収に係る税額通知書（特別徴収義務者用）に各納税義務者の個人番号を記載することとなったが、当該税額通知書の印字・封入封緘業務は外部委託しているため、特定個人情報に係る委託業務として追加する。
- ・個人住民税システムの運用におけるオペレーション作業委託において、特定個人情報を取扱うよう追加する。

イ 統合端末による本人確認情報の検索・取得の追加

- ・平成29年7月から番号法に基づく情報提供ネットワークが稼動するにあたり、住民基本台帳ネットワークシステムの端末（統合端末）を経由して特定個人情報を入手する必要があることから、システム構成やリスク対策の項目を追加する。

(3) その他の修正項目

法改正や目黒区独自利用事務の追加に伴う特定個人情報の移転先の追加のほか、所要の修正を行う。

3 今後の予定

| | |
|-------|---------------------------|
| 8月～9月 | 保護評価書（素案）区民意見募集 |
| 10月 | 第三者点検（情報公開・個人情報保護審議会への諮問） |
| 11月 | 企画総務委員会報告 |
| 11月下旬 | 保護評価書の決定、個人情報保護委員会への報告、公表 |

以 上